

省 輸 運

福監甲 第一九四七号

免 許 状

石 松 太 助

昭和三十三年 五月二十日付申請による一般区域貨物 自動車運送事業の  
経営は次のとおり免許する。

道路運送法第七條第一項の規定による運輸開始の期間は免許の  
日から四箇月とする。

昭和三十三年 九月十七日

福岡陸運局長 石 井

記

一、事業区域 福 岡 県

以下余白

